

相談・救済機関について

1，救済委員会（権利擁護委員会）の設置目的

権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ること。

2，救済委員会（権利擁護委員会）の役割

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する申立てについて、調査を行うこと。
- (3) 子どもの権利の侵害からの救済を目的に、関係者間の調整を行うこと。
- (4) 子どもの権利の保障に関し、市に意見を述べたり、必要な是正を要請すること。

3，救済委員会（権利擁護委員会）の委員

- (1) 委員は、3人以内とする。
- (2) 委員は、子どもの権利に関する有識者から、市長が委嘱する。
- (3) 任期は、3年とし、再任も可能とする。
- (4) 委員は、業務上知り得た秘密について漏らしてはいけない。
- (5) 報酬は、石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例で定める。

4，子どもに関する相談窓口等（市の機関のみ）

- (1) 子ども相談センター
 - 子どもの虐待に関する相談
 - ひきこもりに関する相談
- (2) 障がい福祉課
 - 障がい者（児）の虐待に関する相談
- (3) 子ども発達支援センター
 - 子どもの心身の発達に関する相談
- (4) 広聴・市民生活課
 - 人権に関する相談
 - 家庭生活や女性に関する相談
- (5) 教育支援センター
 - いじめに関する相談
 - 不登校に関する相談

5，子どもに関する付属機関等

- (1) 石狩市いじめ問題対策連絡協議会
- (2) 石狩市いじめ問題調査委員会
- (3) 石狩市子ども見守りネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会 / 要対協）